

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1008030	管理型売春の条件付き許可について		売春防止法の特例措置として、「売春行為適正化に関する法律」制定による、特別区域内の指定施設での、売春行為の条件付き許可について要望する。	2005年10月27日の内閣委員会での国務大臣の答弁は、「性風俗関連特殊営業の場が売春が行われる蓋然性が非常に高いので、届出制で全体的に見えるような形にする」というものであった。 蓋然性とは確実に行われていると理解され、国は店舗型性風俗特殊営業一号営業「ソーブランド」について、長期にわたりその営業形態を維持し、特段の取り締まりを行っていないことを考え合わせると、過去において店舗型管理売春を容認している。 しかし届出制による無店舗型性風俗特殊営業「デリバリーヘルス」の容認は、「店舗型風俗店とは異なり、他の従業員の目が届かない為犯罪に巻き込まれる可能性が高い」と指摘されているとおり、近年犯罪事例が顕著になっている。そのため一定時間内であっても場所が特定されず管理者不在での営業行為は、治安に対する重大な懸念材料であるので、早急に解決されるべき問題である。 またソーブランドでの個室営業の長期的黙認は、特定条件下での合法化と同列に考えられ、同営業形態と同じ運用方法を行うことは、過去の事例に照らして矛盾しない。従って売春防止法の特例措置として、風営法管理下での特別区域内の指定施設での、売春行為の条件付き許可について要望する。		個人	青森県	警察庁 法務省
1026030	刑法の運用		刑務所の設置・運営に関する刑法の弾力的運用	受刑者の再犯を軽減する矯正施設の運営		個人	長崎県	法務省
1026050	商法の運用		企業間決済に関する商法の弾力的運用	企業間決済を現金のみとし、経済の活性化を実現する		個人	長崎県	法務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1033010	日本料理の技能習得のための外国人 研修生の受け入れ		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 の基準を定める省令「研修」基準第6号の緩和	先進国を始めとする諸外国では日本食がブームとなっているが、日本料理と冠して様々な料理 が提供されているケースがあり、日本の食文化に対する誤った認識が広がりがねない状況にあ る。 このため、本提案においては、外国人に対する本物の日本料理の研修・普及を通じて、日本文 化を正しく伝えることにより、国際相互理解の増進及び国際観光の振興を図ろうとするものであ る。 具体的には、日本料理に関心を持つ外国の料理人が京都の老舗料亭などで技能を修得する場 合、その入国・在留に当たっては個別のケースごとにその是非が判断されているが、これ を日本料理の「研修」目的による受け入れとして統一的に取り扱い、基準(研修期間、送出国 際・受入機関の指定等)に基づいた適切な入国管理を図りつつ、基準に合致する外国料理人の 積極的な受入を促進し、日本で研修した料理人が本国において本物の日本料理を提供し、後進 の指導が図られるよう、料理人育成の仕組みを構築する。		京都府行政書士会	京都府	法務省
1034030	査証の取得及び上陸許可申請に係る 基準の緩和		研究に係る在留資格に関する就業査証の取得 及び当該在留資格による上陸許可申請につ いて、従事しようとする研究分野における修士の学 位又は3年以上の研究の経験を有することが必 要とされているところ、我が国の研究機関に招聘 され、当該研究機関において大学との共同研究 に従事し、当該大学による修士の学位の授与が 予定されている者については、これらの条件に 該当しているものと見なすことを求める。なお、修 士の学位が取得できなかった場合については、 当該査証は直ちに失効することとする。	大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている、「アジア太平 洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナ レッジ・キャピタルの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海 外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国 の企業、大学等との共同研究プロジェクトが実施される予定である。当該研究プロジェクトにお いては、産学官の上手な連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究 を行うこととし、その成果については、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言とし て活用されるとともに、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映さ れることを想定している。また、こうした研究の結果の積極的な発信を通じて、アジア・太平洋諸 国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のリクルートメントにもつなげることとし ている。招聘される研究者には同研究所の研究員の地位が付与され、報酬も支払われるが、今 後の活躍が期待される若手の研究者を中心とするため、修士の学位や3年以上の研究の経験 を有しないが極めて優秀な者を招聘することも想定される。現行制度ではそうした研究者 は報酬を得て同研究所で共同研究プロジェクトに参加することが出来ない。そこで本提案を行う ものであり、これが実現することにより、アジア・太平洋との連携を通じたイノベーションによる地 域経済の活性化、地域の大学の活性化につなげることができると考えられる。	アジア太平洋研究所 プロジェクト	(株)三井物産戦略研究 所	東京都	法務省 外務省
1046010	商業・法人登記業務の行政書士への 開放		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に 限って、付随業務として行政書士が商業・法人登 記業務を認容される措置。具体的内容につ いては司法書士第73条第1項の但書において、他 の法律に別段の定めがある場合は、この限りで はない。との規定に行政書士が付随業務として 商業・法人登記を行うことができる旨を明文化す る。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。		個人	広島県	法務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1047010	地域を限定し、観光外国人を対象としたカジノ設置及び関連法の制定		<p>西九州地域におけるハウステンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。</p> <p>具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、同35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。</p> <p>今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。</p>	<p>福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環大村湾の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。</p> <p>提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為に、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまでも大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできず検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあっていることから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。</p>		佐世保市 長崎市 諫早市 大村市 西海市 嬉野市 武雄市 佐世保商工会議所 西九州統合型リゾート 研究会	長崎県	警察庁 総務省 法務省 国土交通省
1049010	商業・法人登記業務の行政書士への開放		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	<p>全体の概要</p> <p>① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。</p>		個人	広島県	法務省
1050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放		行政書士が受託した許認可申請に限って、付随業務として商業・法人登記業務を認容してもらいたい。 具体的内容については行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことが一貫した手続きであり、国民に利益を享受できるから。	<p>全体の概要</p> <p>① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省は国民の立場で政策を進めてもらいたい。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。</p>		個人	広島県	法務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1053010	商業・法人登記業務の行政書士への開放		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	<p>全体の概要</p> <p>① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。</p>		個人	広島県	法務省
1066010	オンライン商業登記の際に行政書士電子証明書の使用を可能に頂きたい。		<p>1. 現在、公認会計士に無試験で認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。</p> <p>2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省通達を出して頂きたい。</p> <p>3. 効果に疑義があるなら、特区にて試験的に実施して頂きたい。</p> <p>4. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。</p>	<p>この不況下においては、起業家の多様なニーズに迅速に応える制度が必要です。行政書士は、会社の営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。もみじ月間において、法務省は、「行政書士が登記をすることで生じうる国民の不利益」について、下記の2点を挙げています。</p> <p>1. 誤った登記がされ、商号又は会社等に係る信用が損なわれる不利益 2. 登記申請の円滑な処理が阻害されることによる不利益</p> <p>しかし、1については、そもそも誤った登記がなされる事自体が無いものといえます。なぜなら、そもそも登記申請書はA4の紙たった1枚で、かつ定型的な書類であり、間違った登記申請がされる可能性自体が極端に低いものだからです。</p> <p>また万一、申請書に軽微な誤記があった場合であっても、登記申請の際には、その登記の原因になった定款や議事録を添付することになっていますので、実際に誤った登記がなされることはありません。次に、2の理由については、私は、むしろ行政書士が登記申請を行う事こそが、登記事務の円滑な処理に資するものと考えています。</p> <p>なぜなら、登記の原因となっている定款や議事録を作成した行政書士本人が、法務局に赴いて登記申請するため、申請に関連して法務局から質問があった場合などについて、その場で適切かつ迅速に回答することができ、全体として法務局の適正な登記に資することになるからです。</p> <p>また、実際に行政書士が登記申請代理を行うことになれば、むしろ登記申請を行う受け皿が増えることになりますので、法務局の職員の手間が大きく省け、行政コストの削減にもつながります。</p>		個人	滋賀県	法務省
1071050	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与		成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	<p>兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。</p> <p>これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短期であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応策を求めるものである。</p>		兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1073020	外国人の日本における経済活動拡大		<ul style="list-style-type: none"> ■外国人の住所変更・各種申請の簡易化 ■外国人の地方自治体参政権の付与 ■外国人の経済活動の柔軟化 ■留学生の就職活動の拡大 	<p>■提案理由)アジアの窓口である福岡地区での、外国人が働きやすく、移住しやすい環境を整えることで、経済活動の活性化を目指す。</p> <p>■内容)外国人の住所変更・各種手続きを日本人同様に出来るよう、各出張所に入国管理局審判担当を常駐させ簡易化を図る。また、在留条件を満たす外国人を経済人と認め、地方自治体参政権を与える。日本国で就学し学位を得た外国人に関しては、日本人同様、起業し経済活動発展に貢献できるよう、認める。</p> <p>また、現在規定されている留学生の就職活動についても昨今の採用環境等も鑑み上限の180日を超える期間の設定する。</p> <p>■効果)アジアでの国境ボーダーレスの模範になる。外国人の生活環境を整え、各種手続きを簡易化することで、各現場での外国人の活躍の場が広がる。</p>		株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	東京都	総務省 法務省
1073050	NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置について		<p>現行の会社法では、NPO法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていない。NPO法人は活動資金の大半を寄付で賄っており、収益が得られていないため、事業の継続性に課題がある。</p> <p>社会貢献性の高い事業の継続及び規模拡大のため、NPO法人から株式会社への組織変更についての容認の措置を求める。</p>	<p>【具体的な実施内容】 NPO法人から株式会社への組織変更の容認</p> <p>【現状の課題】 NPO法人から株式会社への組織変更が認められていないため、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が阻害されている。</p> <p>【期待される効果】 NPO法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。 ①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現 ②資金調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる</p>		株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	東京都	法務省 内閣府
1087020	再入国許可の有効期間の延長		<p>再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。</p>	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由: 播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 再入国許可全体について、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討中とのことであったが、申請に基づいて再入国許可の有効期間の延長を可能とすることで、研究者の負担を軽減していただきたい。</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1087030	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等		「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。</p> <p>そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省